
チュートリアル

明治～平成(136年間)の研究者・技術者・教授の事件と倫理

Scandals of Researcher, Engineer and Professor of Japan from Meiji Era to Heisei Era

キーワード：

データベース、研究者の事件、盗用、ねつ造・改ざん、新聞

Keyword：

database, scandals of researcher, plagiarism, fabrication and falsification, newspaper

お茶の水女子大学 白楽ロックビル

Ochanomizu University Rockbill HAKLAK

要 約

10年余りかけ、読売新聞の記事データベースから、明治・大正・昭和・平成時代(1874～2009年)の136年間の「研究者の事件データベース」を作り、最近完成させた(白楽ロックビル『研究者の事件と倫理』、講談社サイエンティフィック、2011年9月出版予定)。136年間の「研究者の事件」(含・技術者)は、文系も含めた全分野で1,402件あった。直近23年間(1987～2009年)の件数の多い順の「事件種」ランキングでは、セクハラが1位、研究費が2位、改ざんが3位だった。「研究者の事件」をおこす研究者は、「55+歳の大学医学部の男性教授」が多かった。「盗用」、「ねつ造・改ざん」を詳細に分析した。

Abstract

The article describes all about scandals of researcher, engineer and professor of Japan from Meiji Era to Heisei Era for 136 years which were extracted from Yomiuri newspaper into our database. Plagiarism and fabrication/falsification were analyzed in details.

1. はじめに

終戦直後、吉田茂は、農水省の統計をもとに、日本は食料不足で1千万人の餓死者が出るとマッカーサー元帥に食料援助を要請した。実際の食糧は6分の1しか援助されなかったが、餓死者はでなかった。数か月後、「話が違う！日本の統計はメチャクチャだ！」と激怒するマッカーサーに、吉田茂は「我が国の統計はメチャクチャだ。シッカリしていたら日本は戦争に勝っていた」と答えた。マッカーサー元帥は爆笑して一件落着 …吉田茂、名言集

筆者は、1988年から研究者の事件を研究し、論文（白楽 2006、白楽・他 2008）を書き講演してきた。すると、しばしば「研究者の事件は増えていますか？」との質問を受ける。実は、日本の「研究者の事件」は増えているのか、減っているのか、誰も知らない。というのは、日本では「研究者の事件」の統計データがない（なかった）。データがなくて、「研究者の事件」をどう改善するのだろうか？改善されたかどうかをどう評価するのだろうか？

筆者は、明治・大正・昭和・平成時代の136年間の「研究者の事件データベース」を10年余りかけて作り、分析も含めて最近完成させ、著書として上梓した（白楽 2011）。その分析を通して見えてきた新しい視点の概略をここに記す。いちいち断らないが、本チュートリアル全部の図表とかなりの文章は拙著から引用した。引用文中の下線は全部筆者が引いた。

1. 1 「研究者の事件」への米国の取り組み

米国で「研究不正(research misconduct)」といえ、ば、「ねつ造(fabrication)」+「改ざん(falsification)」+「盗用(plagiarism)」の3つで、略してFFPと呼ばれる。米国社会の研究不正への対処を表1に年代順に記す。

ターニングポイントは1980年代初頭である。

1980年以前の「研究者の事件」は、異常な事件を起こすのは異常な研究者、つまり、研究者個人の問題として扱われていた。それが、1980年頃に事件が多発し、研究システムの問題だと認識され各界が取組み始めた。

- ①研究ジャーナル編集者は、自分のジャーナルにねつ造・改ざん・盗用論文を掲載してはジャーナルの信頼性が損なわれるので何とかすべきと考えた。
- ②学会・大学は、所属する研究者の不正に対処すべきと考えた。
- ③政府は、不正な研究に研究費を配分すると政府が問題視され、また、研究不正は国の科学技術力の低下につながると考え、対処すべきと考えた。

表1. 米国の「研究不正」対処の略史

<ul style="list-style-type: none"> ・1975年：サマーリンの「塗られたマウス」事件 ・1980年頃：事件多発 <ul style="list-style-type: none"> イ) アルサブティの論文「盗用」事件 ロ) コーネル大学・データ「ねつ造」(スペクター事件) ハ) ハーバード大学・データ「ねつ造」(ダーシー事件) ・1981年頃：各界で取組み始める <ul style="list-style-type: none"> イ) 研究ジャーナル編集者 ロ) 学会・大学 ハ) 政府 ・1989年：政府・健康福祉省に「科学公正局」発足 → 現在の「研究公正局」(Office of Research Integrity : ORI)

しかし、実際に科学者のデータ「ねつ造・改ざん」事件が米国で広く知られるようになったのは、『サイエンス』の記者ウィリアム・ブロード(William Broad)と『ニューヨーク・タイムズ』の記者ニコラス・ウェイド(Nicholas Wade)が名著『Betrayers of the Truth』を1983年1月に出版したからである(ブロード・ウェイド 1988)。

その後、コーン(1990)も事件の詳細を出版している(原著は1986年出版)。

重要なガバナンスは、1989年、政府・健康福祉省に「科学公正局」発足させたことだ。この「科学公正局」は、現在の「研究公正局」(Office of Research Integrity: ORI)で、現在、毎年200件の告発を受付、その15%を詳細に調査している。他に、「研究不正」防止の研修、教育、ニュースレターの無料配布を行ない、さらに、「研究不正」に関する研究、全米の研究者に「研究不正」研究の研究費を支援している。

1. 2 「研究者の事件」への日本の取り組み

日本は政府としてまともに対応したのは、2006年の文部科学省のガイドライン(文部科学省・研究活動の不正行為に関する特別委員会2006)が最初で、翌年、日本学術会議が調査や声明を発表している。なお、日本政府側の施策は文部科学官僚・平田容章の解説(2006)がわかりやすい。

日本の取り組みは和泉(2009)に詳しいが、日本は米国より広範囲に研究者の不祥事を扱う傾向が強い。例えば、科学倫理検討委員会は次の11行為をあげている。

表2. 研究者の不正行為：日本

① データのねつ造
② データの改ざん(矛盾データの恣意的削除)
③ 研究成果やアイデアの盗用、論文の剽窃
④ 不適正なオーサーシップ
⑤ 個人情報の不適切な扱い、プライバシーの侵害
⑥ 研究資金の不正使用
⑦ 論文の多重投稿
⑧ 研究成果の紹介や研究費申請における過大表現
⑨ 研究環境でのハラスメント
⑩ 研究資金提供者の圧力による、研究方法や成果の変更
⑪ 利益相反

1. 3 日米間の違い

日本と米国との違いを以下に列記する。

- ・米国では、「研究不正」=「ねつ造+改ざん+盗用」(fabrication, falsification, plagiarism: FFP)である(つまり表2の①+②+③のみ)。一方、日本では研究者の不祥事という扱いで、④～⑪も同じレベルで扱うことが多い。
- ・米国のステネック(Steneck, 2006)は、「研究不正」(つまり、ねつ造+改ざん+盗用)に次いで問題視すべきことは、「不審な研究行為」(Questionable Research Practices: QRP)であり、「発表不正」「不正確」「バイアス」の3点を指摘している。表2の④+⑦+⑧+⑩が該当する。米国では「研究費不正」「利益相反」は別次元の犯罪・問題である。日本は、この点、全部まとめて対応している。
- ・米国が「研究不正」に1981年に対応してから25年も遅れて、日本政府は対応している。こういう鈍感(怠慢)なガバナンスが日本に蔓延している。システム上のこの欠陥は何なのだろう? 誰の責任なんだろう?
- ・日本政府は、米国のような「研究公正局」を設置せず、各大学・研究所に事件を対処させている。同時に、上意下達方式で米国のシステムをアリのバイ的に導入したため、研究者や学会の研究者倫理に対する意識・対応・行動はとても貧弱である。
- ・日本にはいまだに「研究者の事件」の総合的データが蓄積されていない。

2. 「研究者の事件」データベース

日本は「研究者の事件」のデータがないのに、勘と都合でガバナンスを行なってきた。筆者はデータに基づいたガバナンスをすべきだと、「研究者の事件」の基礎的データを構築することにした。読売新聞の記事データベース(ヨミダス歴史館2011)から、明治・大正・昭和・平成の136年間

(1874～2009年)の「研究者の事件」を抽出し、分析した。「研究者」とは、科学者、技術者、技官、大学教授たちだが、分野は理工農医薬だけでなく、人文科学、芸術、体育など文系も含めた全分野である。その結果、「研究者の事件」は1,402件あった。年平均で約10件、毎月1件、ここ10年は年平均で83件、毎月7件発生していた。これを多いとみるか、少ないとみるか？

2. 1 1位セクハラ、2位研究費、3位改ざん

直近23年間(1987～2009年)の件数順「事件種」ランキングでは、セクハラが1位、研究費が2位、改ざんが3位である(表3)。研究費、アカハラは研究者特有度がとても高く、セクハラもママ高い。

表3. 直近23年間(1987～2009年)の「事件種」ランキング：件数順

順位	事件種	件数	割合 (%)	研究者特有度
1	セクハラ	218	20.7	○ 17.1
2	研究費	96	9.1	◎ 65.6
3	改ざん	78	7.4	△ 4.9
4	わいせつ	71	6.7	2.1
5	試験	53	5.0	△ 9.1
6	贈収賄	49	4.6	△ 4.0
7	自殺	37	3.5	2.2
7	交通違反	37	3.5	0.7
9	薬物	35	3.3	3.1
10	アカハラ	29	2.8	◎ 76.2
全部		1,054	100	1.5

2. 2 事件は大学医学部で多発している

事件を起こす研究者の所属セクター(直近23年間)はどんな分布だろう？ 表4に示すように事件は大学で多発していた。研究者数当たりの頻度でも大学が多く、特に国立大学に多発していた。

事件を起こす研究者の分野はどこが多いだろう？ 自然科学611件(60.2%)、人文・社会科学

208件(20.5%)、不明163件(16.1%)、芸術18件(1.8%)、体育10件(1.0%)、事務3件(0.3%)、その他2件(0.2%)で、自然科学が半分以上を占め、最も多かった。

自然科学の内訳は、バイオ382件(62.5%、全体の37.6%)、バイオ以外の自然科学210件(34.3%、全体の20.7%)、不明19件(3.1%、全体の1.9%)だった。

バイオの中で細分化すると、医学251件(65.7%、全体の24.8%)、農学51件(全体の5.0%)、歯学21件(全体の2.1%)などで、結論は「大学医学部に事件が多発している」。

表4. 事件を起こす研究者の所属セクター：直近23年間(1987～2009年)

所属セクター	件数	割合 (%)	研究者数(人)	頻度(人/件)
大学	742	73.1	327,900	442
企業	72	6.9	586,200	8,142
病院(国公立)	49	4.8	321,227	6,556
非営利研究所	44	4.3	85,600	1,945

2. 3 男性教授に多発している

直近23年間の国内大学742件の事件の加害者(容疑者)の役職、年齢、男女別分布も調べた。年齢の+はそれ以上という意味で、40歳代、50歳代などと「歳代」で記載されたデータを含む場合である。

加害者(容疑者)の多い役職の上位3つは、第1位「教授」が391件で全体に対する割合は52.7%、第2位「准教授(助教授)」が125件で16.8%、第3位「助教(助手)」が46件で6.2%だった。年齢・性別のデータは省略するが、今までの結果と合わせて、第2節の結論は、「55+歳の男性医学部教授に事件が多発している」だ。

3. 盗用

3. 1 「盗用」の事例3件

表5. 盗用の事例3件

<p>① 琉球大医学部助手が論文盗作 「締め切り迫っていた」(2002.09.04)：朝日新聞 琉球大医学部は4日、解剖学講座の助手(38)が米国の研究者の論文を盗作し、学会の機関誌に投稿していた、と発表した。論文の8割以上の文章が同じか、言い換えた表現だった。助手は「英語の論文が苦手で、締め切りも迫っていた」などと話し、盗作を認めているという。大学は近く、助手を処分する方針。</p>
<p>② 教え子の論文盗用、信州大の教授処分 (2004.02.07)：読売新聞 信州大学(小宮山淳学長)は、<u>教え子の大学院生のレポート</u>を自分の論文に盗用したほか、<u>大学院生に授業の代講をさせていた</u>などとして、教育学部教授(57)(英語科教育学)を6日付で、停職6か月の懲戒処分にした。大学によると、<u>1995年に学会で発表された教授の論文「国際英語再々考」の本文176行のうち92行が</u>、大学院生から提出されたりレポートと同じだったという。</p>
<p>③ 京大大学院教授が論文に無断引用 停職3か月処分 (2005.12.21)：読売新聞 京都大は20日、指導していた女性助手の<u>研究データを無断で論文に引用</u>したなどとして、同大大学院農学研究科教授(60)を停職3か月の懲戒処分にした。同大によると、教授は2002年3月発行の学会誌に発表した論文「日本に林業は必要か」で、<u>助手が得たデータに基づく表3点を了解なく掲載</u>。</p>

3. 2 「盗用」事件の2つの特徴

①証拠が残る…文章を「盗用」し論文とすれば、

盗用された元の文章と盗用した文章の両方が、明白な証拠として残る。著者(つまり実行者)も容易に特定される。

②有名になると事件になる…文章を「盗用」し、それを発表すれば他人が知る。同じ分野の研究者には特に知られる可能性が高いので、発覚しやすい。ソコソコ有名になると、ますます発覚しやすい。

公式な特徴を2点あげたが、「盗用」事件を深読みすると、別の面が見えてくる。「盗用」事件の一部は人間関係がこじれた結果だと思われる。例えば、事例②では1995年の論文「盗用」がどうして9年後の2004年に問題視され、新聞記事になったのだろうか？

なお、盗用“行為”をしても、発表文章が他人に知られなければ、盗用“事件”にならない。誤解がないように加えると、文章を自分用の記録・勉強・メモのために盗用“行為”をしてもまったく問題にならない。自分のモノとして発表するから問題になる。

3. 3 「研究者の事件データベース」からの分析：「盗用」

研究者の「盗用」事件は、136年間(1874～2009年)で36件起こっている。明治・大正時代には1件、昭和時代で8件、平成前半に4件だが、平成後半(直近10年間：2000～2009年)に23件(64%)が発生している。ここ10年間の流行の事件である。

直近10年間(2000～2009年)の「盗用」事件23事件中2件は国外で残りの21件が国内である。国内21件は全部大学で発生し、13件(62%)が国立大学で発生している。国内21件中7件(33%)が自然科学(全部、バイオ)で他の14件(67%)は、人文・社会科学で発生している。人文・社会科学に多発していることが「盗用」事件の特徴である。

事件を起こす役職は教授が最多で次いで准教授が多かった。教授の平均年齢が57+歳で、准教授は45歳で、年齢に特徴はなく、「盗用」事件を

起こしやすい年齢はないと思われる。

直近10年間(2000～2009年)の23件の「盗用」事件中22件(99%)は新聞記事が4回以下の小事件で、中事件(5記事以上19記事以下)は1件、大事件(20記事数以上)は0件だった。「盗用」事件は、小事件分散型の典型である。

直近10年間「研究者の事件」全体の平均匿名報道率は61.1%だが、「盗用」事件では23事件中11件(48%)が実名、12件(52%)が匿名で、匿名率52%は平均より少し低い。

直近10年間(2000～2009年)の国内21事件では、16件が処分され、処分率は76%と高い。無処分5件のうち、2件は「盗用」ではないと反論、2件が謝罪、1件が退職である。処分は「4懲戒3注意」ランクの軽い方から2番目の「嚴重注意」から最も重い「懲戒免職」までバラバラである。無処分も含めると、処分する大学側に適切な判断データがないために法の下での公平性に欠ける印象を受ける。

裁判は1件で、慰謝料150万円の支払いが命じられた。罰金は「刑罰7段階」の重い方から4番目である。なお、「盗用」に関する法律は、私文書偽造行使等の罪(刑法159条)、著作権法である。

3. 4 文部科学省の規則：「盗用」

科学研究における「盗用」の文部科学省のガイドライン(文部科学省・研究活動の不正行為に関する特別委員会、2006)は表6の通りである。

表6. 文部科学省の「盗用」の定義

<p>他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない。</p>

3. 5 著作権法と無断引用

「著作権法」は特定の条件下で無断引用を認めて

いる。表6の下線部「適切な表示」は引用のことで、引用しなければ「盗用」ということだ。

著作権法 第32条(引用) 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

しかし、「引用」「転載」には微妙な部分がある。著作権に詳しい弁護士の解説本(北村行夫、雪丸真吾編、2005年)が参考になる。多くの人が誤解しやすい点を筆者が加筆・要約・引用すると以下のような。

- ・「転載と引用」……転載が認められるのは官公庁が国民一般に広く伝えるための法律、資料、報告書などと新聞・雑誌のニュースである。ただ、著作権者が「転載禁止」と表示していれば転載できない。なお、「転載禁止」の表示がある著作物でも、引用の基本的ルールを守れば、研究のための引用を無断で行なっても違法ではない。
- ・「引用での主従関係」……主従関係は、量の多い少ないではなく、引用する書き手側が「主」で、引用される著作物が「従」である。研究や評論で引用して使う著作物はすべて「従」になる。その場合、引用に必要最低限量であれば、引用する量が多く、引用する書き手のコメントが少なくても問題はない。
- ・「データとグラフ」……著作権では、データや線グラフ・棒グラフは創作性がないので、著作物ではない。ということは、勝手に使用しても著作権侵害にはならない。しかし、学術界ではルール違反である。研究論文では通常、出所を示す。その理由は、データの産出者や第一発見・発明者を称えるため、責任研究者を明示するため、読者が原著論文にあたるという学術上の習慣と要請からきている。

さて、文章・図表をどの程度「流用する」と「盗用」なのか？ この基準は文部科学省も著作権法も具体的に示していない。

米国のバイオ系学術論文の著作権に詳しいナレッジワイヤ社の記述を以下に引用しよう(伊藤2008)。米国には日本の著作権法で示されている引用規定はなく、妥当性(フェアユース)で判断される。量的な指針は以下のようだ。

フェアユースの一番大きなポイントは経済的な利益を損なうかどうかであるとされていますが、AMA(American Medical Association)のManual of Style(1997年版)では、文章(text)の場合は分量的な基準はない、としています。Chicago Style of Manual(2003年版)では2、3の連続するパラグラフを超えないこと、としています。International Association of Scientific, Technical & Medical Publishersという国際的な医学・理工学系学術出版社の団体がPermission Guidelineとして出しているものもあります。ただし、これは出版社同士で利用する際のガイドラインといった色彩が強いものです。ここでは、雑誌論文なら、3つ以上の図表、400語未満の一連の文章の利用、または全体で800語未満の文章の利用、までは無償で許諾を与えるとしています(STM permission guidelines, 2003 revision)。

4. ねつ造・改ざん

4. 1 「ねつ造・改ざん」の事例2件

表7. 「ねつ造・改ざん」の事例2件

① 香川医大の新薬汚職 容疑者が副作用隠し/高松地検 (1994.11.12)：読売新聞
香川医科大(香川県三木町)の新薬臨床試験をめぐる汚職事件で、高松地検は1994年11月12日、試験データの改ざんの疑いも持たれていた

同大助手(36)(収賄で逮捕済み)が、患者数人から頭痛などの訴えがあったのに、厚生省に提出する調査表の副作用記載欄には何も記入せず、副作用がなかったように装っていたことを突き止めた。

同地検は試験を依頼した日本グラクソ(本社・東京)の臨床開発課長(41)ら2人(贈賄容疑で逮捕済み)と相談のうえ、「問題なし」とする調査表を作成したとみて追及している。

調べによると、助手は患者の同意を得ずに3年から5年にかけて血圧降下剤「ラシジピン」の臨床試験17件を実施したが、数人は投薬直後から神経性のまひや頭痛を訴えたという。助手はカルテにその症状を記載したが、厚生省に対する調査表には問題点などは指摘せずに提出、見返りに原稿料名目で170万円の謝礼を受け取った。

② 阪大医 改ざんデータで論文、大阪大チームが米医学誌に発表 (2005.05.19)：読売新聞

大阪大大学院医学系研究科の研究チームが2004年10月に米医学誌「ネイチャーメディシン」に発表した基礎研究の論文が、不正なデータに基づく内容だったことが2005年5月18日、明らかになった。

研究の実質的な担当者だった医学部の学生が、大学側の調査に対しデータの改ざんを認めたという。

実験を記録したノートや実験用のマウスも見つからず、実験結果そのものがねつ造だった可能性も出ており、同研究科は遠山正彌・研究科長を委員長とする調査委員会を設け、事実関係の解明に乗り出した。担当教授はすでに同誌に論文取り下げを申し入れ、承諾された。

A教授(内分泌代謝学)、B教授(発生工学)ら14人の共同研究で、第一筆者は医学部の学生。2004年10月17日付の「ネイチャーメディシン」電子版に発表された。

4. 2 「研究者の事件データベース」からの分析：「ねつ造・改ざん」

研究者の「ねつ造・改ざん」事件は、136年間(1874～2009年)で104件報道されている。明治・大正時代に0件、昭和時代に5件(5%)、平成前半に11件(11%)だが、平成後半(直近10年間：2000～2009年)に88件(85%)と、ここ10年間の流行の事件である。

直近10年間(2000～2009年)の「ねつ造・改ざん」の88事件のうち1件は韓国ファン・ウソクの「ねつ造」事件(2005年)で以下の解析から除く。国内87件のうち、18件(21%)が大学、48件(55%)が企業、13件(15%)が病院、8件(9%)がその他で発生している。国内87件の分野では、29件(33%)がバイオ、54件(62%)がバイオ以外の自然科学、3件(3%)が人文・社会科学で発生している。

「ねつ造・改ざん」事件の特徴は、電力会社や役所の水道局・環境局に多発していることだ。これらの事件が、バイオ以外の自然科学での頻度を62%の高さに押し上げている原因である。住民にとって危険な環境基準を超えるデータをそのまま報告すると自分も相手も困るだろうと、職場ぐるみで長い間「改ざん」を行なってきたのである。電力会社を例にとると、2007年の記事では、1,069か所の水力発電所の9割以上(1,002か所)の発電所でデータを「改ざん」していて、電力各社の「改ざん」数は10,646件もあった。「改ざん」は“悪い”ことという認識はなく、通常の業務だったのだ。

なお、大学でも多発していて、2006年の日本学術会議の調査によると、全国55大学の研究者が不正行為をしていた。

4. 3 文部科学省の規則：「ねつ造・改ざん」

文部科学省のガイドライン(文部科学省・研究活動の不正行為に関する特別委員会、2006)は以下の通りである(表8)。

表8 文部科学省の「ねつ造・改ざん」の定義

(1)捏造(ねつ造)

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2)改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない。

4. 4 「ねつ造・改ざん」の難しさ

4. 4. 1 「ねつ造・改ざん」は本人が「ひそかに」する行為

バイオ研究ではチームで研究を進めるが、データをだす人は通常1人(学部生・院生・ポスドクが多い)である。証拠は研究記録しかないが、研究過程を記録しない、保存しない人は多数いる。現代では、データをパソコンに電子的に保存する。データがある程度きれいにまとめ、間違いを訂正し、教授に研究報告すると、多くの場合、問題点が指摘され、修正・再考・再研究が課される。この過程を経て研究データは確立するが、パソコン内のデータを勝手に修正(改ざん)するのは技術的に容易である。データ確立後は、勝手に修正できないように管理すべきである。なお、データ確立まで、学会や外部の研究仲間の批判や評価にさらされる機会はまったくない。

4. 4. 2 新発見には「ねつ造・改ざん」が伴う

科学研究での“真実”はどのように発見されていくのか？ グリンネル(2009)の説明を借りると以下ようになる。

まず、「研究者は自分が知っていることしか発見できない」。つまり、研究者は、まず“真実”はこうだろうと想像し「最初は曖昧な仮説」を立てるところから始める。つまりこの段階では「ねつ造」である。そして、人間が未知のことを理解するのは、パトリック・ヒーランが「科学のラセン

的解釈」説で述べているように、「最初は曖昧な仮説(ねつ造)→試す→都合のいい部分を残し、不都合な部分を変える・拡大・分化(つまり「改ざん」)→試す、のラセン的上昇で「知」が生産される」のである。発見のプロセスがこのようだから、発見にはある種の「ねつ造・改ざん」作業が必然なのである。「ねつ造・改ざん」を過剰に規制すると科学研究を損う恐れがある。

5. 「研究者の事件」でのマスメディアの問題：報道刑

「研究者の事件」を研究していると、マスメディアに問題が多いと感じる。1点だけ指摘する。

元日本経済新聞論説主幹で作家の水木楊(みずき・よう、1937年～)は、メディアに報道されることで下されるペナルティを、メディアが執行する刑罰とみなして「報道刑」と呼び、以下のように批判している(水木 2010)。

もう20年以上前のことになりますが、「ジールス国脱出記」(新潮社刊)という長編小説を書いたことがあります。リクルート事件が表ざたになった頃でした。(中略)

その小説の中で登場させた刑が「報道刑」という刑罰です。法律上の刑は、裁判で罪が確定した段階で執行されますが、このジールス国という社会では、その前に報道刑というのがある。

疑惑を持たれた段階でマスコミはあれこれ書き立てる。検察は捜査の進行ぶりをどんどん公開して報道を加速させる。法律に関係なく、大衆が投票によって「有罪」と認定すると、被疑者は透明のガラスに覆われた車に乗せられ、さらし者にされて、銀座通りを運ばれていく。

その両側に並んだ大衆は、怒声や嘲笑を浴びせかけ、トマトとか卵をぶつけて報道刑を執行する——とまあ、こんな具合です。(中略)

新聞やテレビは、影響力という強大な権力を持っています。強大な権力を有する者ほど、報道される側には立って物事を考えるバランス感覚も必要はらずです。

6. 「研究者の事件」はなぜ起こるか？

拙著では研究者が事件を起こす理由を7つ(①～⑦)あげたが、ここでは3つ挙げる。

⑤「トク・快樂」……自分がカネ・モノ・地位などで「トク」をしたり、「快樂」が得られるから、違反と知りながら問題行為をする。この場合、発覚すると「損」「不快」になるので、発覚しないように行なう。ほとんどの「研究者の事件」はこのジャンルである。対策：不正をすると必ず発覚する仕組み、必ず「損」「不快」になるシステムを作る。犯罪は割に合わないシステムを作る。

⑥「狂気」……「悪い」こと「発覚する」こと「割に合わない」ことだと知っていても自己抑制がきかず、「悪い」ことをする。「研究者の事件」では少ないと思われるが、一般的犯罪ではソコソコあるだろう。

⑦「研究者特殊観」……Goodstein (2010) や Hochhauser (2010) が指摘したように、偉い研究者の一部は、普通の人と違い、別格で社会的に偉く、「全知全能」で「悪い」ことをしても「処罰されない」と自己中心的に思い込んでいる。仲間・部下・周辺・大学もその状況を保持する方向に言動する。

例えば、臨床医学の教授は医局の数十人の医師のトップで、手術室では患者の生命を掌握する神のような存在で、患者はひれ伏し、専門分野に関しては全知全能のようにふるまう。英語で“God complex”と呼ぶ(うまい日本語訳はないがここでは“神格化”と訳そう)。研究者だからといって「悪い」ことをしても許されることはないが、コマツタことに、

有名・高い地位になればなるほどこの性向が強くなる。このタイプの研究者は、賢く優れていて、名声と権力を持ちやすい。規則・規範を無視したり、自分に都合のよいように解釈する。筆者はこのことが、「55+歳の男性医学部教授に事件が多発している」理由の1つだと推察している。

7. どうすべきか？

大学は学生・院生の教育プログラムを整備し、研究者倫理をカリキュラムに組み込む。学会は学会員に対し研究者倫理の研修会を設けるだけでなく、その専門領域の現場の研究者が満足できる研究者倫理の具体的基準を細かく提示することが重要である。例えば、日本建築学会は教材を作成している(日本建築学会 2009)。

以上は、通常言われていることだ。筆者は、さらに、ガバナンスとして以下の3組織の創設・発展を提案したい。

- イ) 政府に科学公正委員会を設ける。
- ロ) 各大学の理系学部で科学文化化学研究室を設ける。
- ハ) 科学者の事件をチェックする民間のNPO法人を育成し、国が財政的支援する。米国科学振興協会 (American Association for the Advancement of Science; AAAS) のような組織を想定している。

ここでは、以下に (イ) (ロ) を説明する。

7. 1 政府に科学公正委員会

研究不正に詳しい淑徳大学の山崎茂明(2002)は、政府行政機関の中に米国の研究公正局(ORI)と同じ組織を設けるべきだと提案している。筆者も賛成だ。さらに新たな機能を加え「科学公正委員会」(通称、科学CIA、Science Central Integrity Agency)とすることを提言したい。仕事は以下の4機能(①～④)だ。

①「科学技術関連の事件」に関する相談窓口(ホットライン)を設け、告発受理、調査、処分を行なう。

日本では各大学に研究不正を対処させているが、米国の研究公正局と同じように科学公正委員会が一元管理する。

米国の研究公正局と異なる第1点は、「ねつ造」「改ざん」「盗用」と限らず、「研究者の事件」すべてを扱う。第2点は、「研究者」と限定せず、日本の科学技術がらみの公正性のすべてを扱う。以下に事件のいくつか例示するが、産業界から官界までのあちこちで科学技術関連の「事件」が噴出している。政府としてもシッカリとした対応機関が必要である。

- ・食品偽装、産地偽装 (改ざん)
- ・原子炉事故隠し (改ざん)
- ・自動車や電気製品の欠陥隠し (改ざん)
- ・医薬品、医療技術、遺伝子組み換え食品の安全性、牛肉問題…米国で安全な医薬・医療技術・食品がどうして日本で危険なのか？ 科学技術の問題を農業・外交・政治問題にすり替えている。
- ・官僚・政府委員の倫理問題…「公募研究審査で厚労省が「手心」、外部評価委員に加点依頼」(2009年3月19日 読売新聞)。「看護師国家試験で問題漏洩 厚労省、試験委員を免職処分」(2009年3月26日 朝日新聞)

②「科学技術がらみの公正性」の研究、教育、研究費支援、研修会、ガイドラインの作成
説明省略

③科学技術関連の社会秩序を構築・維持・管理
説明省略

④「研究者の事件データベース」の構築と部分的情報公開

筆者の「研究者の事件データベース」を一層充実させたデータベースを構築し、各大学・研究機関から教員・研究者の過去の処分歴・犯罪歴について、所定の手続きを経た問い合わせに回答する。例えば、大学・研究機関が教員・研究者を採用す

るとき、府省が大学教授を政府委員に任命するとき、内閣府賞勲局が研究者・大学教授に勲章や褒章を与える選考のとき、公正性のチェックに使用する。

大学・研究機関が事件を所属研究者を処分するシステムが継続中なら、処分の軽重を判断できる情報を大学・研究機関に提供する。大学・研究機関だけでなく、警察や裁判所にも刑罰の軽重を判断できる情報を提供する。

7. 2 各大学に科学文化化学研究室

政府行政機関の中に「科学公正委員会」を設けると権限が強大になる。政府機関外に類似機能をもつ小さな組織を多数設ける。具体的には各大学理系学部科学文化化学研究室を設け、政府機関と相互の協力、あるいは批判や緊張をはかる。大学だけでは政府に負けてしまうので、ハ)のNPO法人の活動も促進する。

科学文化化学研究室の業務は以下の4機能(①～④)だ。

①第1の機能：研究倫理官を担う

科学文化化学研究室の教員が、研究者倫理の研究・教育・社会貢献をしつつ、その大学の研究倫理官を担う。米国では、2005年、各大学・研究機関に1名以上の研究公正官(Research Integrity Officer: RIO、<http://ori.hhs.gov/rio/>)の設置が義務づけられた。2011年現在の日本は、研究公正官の設置の動きはないが、いずれ必要だろう。

②第2の機能：科学文化化学研究室の教員が現在のメディアが担っている科学技術広報の大半を担う

科学技術報道が商業主義の支配下に置かれ、視聴率や売り上げ数をあげるために科学技術報道が扇情的に扱われると、学術界はゆがむ。この現状を大幅に改善したい。そこで、現在、新聞、雑誌、テレビ、ラジオで報道している科学技術報道の大半を大学教員が担当する。本来、大学教員は自分の研究成果を人に伝える義務がある。伝える相手

は研究者仲間であったが、一般大衆を加える。大学教員自身がウェブサイトやツイッターで科学技術を伝えてもよいし、コンテンツをマスメディアに送付しマスメディアを通して発表してもよい。もちろん、現在その業界で働いているライターを、移行期に大学教員に採用してもよい。

③第3の機能：科学技術関連の政治・経済・外交・法律・社会問題を担う

自分の科学技術専門分野に関して、政治・経済・外交・法律・社会問題がらみの事例に随時対処する。政府や国民に対して、政策や指針の提言発表、危険情報の収集と警告の発信などの科学技術マネジメントをする。

④第4の機能：マスメディア情報のチェック・規制を担う

科学技術に関して、科学記者が啓蒙的な記事を書くが、科学記者は科学技術の専門家ではない。ときには間違った記事を書くし、偏った価値観の記事も書く。「研究者の事件」記事では、マスメディアが暴走し、科学研究(者)を破壊し、国民に混乱をもたらすケースも見受けられる。そこで、科学技術側の専門家がマスメディア上の科学の専門的記述をチェックする。チェックすることで情報の質も向上する。

なお、映画、マンガ、ゲーム、インターネットなどに埋め込まれた歪曲した科学技術情報や価値観の修正活動もする。国民を混乱させる意図・悪意・狂気を込めた科学技術情報や価値観の修正活動する。これらは、科学技術の専門家しか、真偽をチェックできない。

7. 3 西洋的価値観から東洋的価値観へ

米国は1980年代初頭から研究不正に取り組み、政府機関として研究公正局を設立した。しかし、その後もたくさんの研究不正事件が発生している。どうしてなのか？ 研究公正局のクリス・パスカル(Chris B. Pascal)局長が2007年1月13日に早稲田大学で講演した。筆者は休憩時間に彼を捕まえて、「米国はいろいろ努力をしているようだ

けど、現実には、米国の研究不正は減らないではないか。どう思う？」と質問した。パスカル局長はおどけて、「研究公正局は要らないってこと？」と答えた。



図1. ステネック(左)と筆者(右)
早稲田大学 2009年2月3日

研究公正局の顧問で、米国の研究不正の権威・ステネック(N.H. Steneck、ミシガン大学・名誉教授)が、2009年2月に早稲田大学で講演したときも質問した。「米国は、米国の価値観で研究不正に対処してきたが、研究不正は減っていない。不幸な研究者と無用なストレスが高まっている。日本的な価値観を導入したら研究不正はもっと減るのではないか？」と。

ステネックは次のように答えた。

「非常に重要な指摘である。ただ、私たちもアジアの国の価値観と研究者のあり方に関心を持って勉強し、その制度を何度も検討した。アジアの国の研究不正(ねつ造・改ざん・盗用)も研究した。ところが、アジアの国が米国より研究不正が少ないというデータをもっていない。というか、アジアの国でどのような研究不正がどれだけ起こっているのかという正確なデータがない。では、アジアで育ち、大学・大学院まで教育を受けてから米国に渡り、米国で研究しているアジア系研究者は研究不正の頻度が低いかというと、私たちのデータはそういう傾向を示していない。日本的な

価値観や東洋的な価値観、「徳」や「善」が研究不正の減少に有効だというなら、あなたがデータを示してほしい」と。

確かに米国では研究者倫理に関するデータが豊富にあるが、日本に、そういうデータがほとんどない。自分で言うのもおこがましいが、筆者の構築した「研究者の事件データベース」は日本には今までまったくなかった。

7. 4 「研究道」段位の導入

体系的な研究結果ではなく、筆者個人のアイデアのレベルになってしまうが、例えば、研究者の評価に、東洋思想の「徳」「善」を加味した倫理的振舞い・規範的振舞いを評価に加えた「研究道」の段位を授与することを提案する。現在ごく少数の研究者に授与される「〇〇賞」ではなく、博士号取得後、大学や研究所の職位とは別に、「研究道」の段位を全研究者に授与するのだ。つまり、博士号取得後、研究道の初段、2段、3段、……と10段まで段位を設け、授与する。

研究者は、自分の研究道段位を上げていくことで、研究人生を全うする。優れた研究成果をたくさん出すと同時に、研究者人生を倫理的・人間的な成長に精進させる仕組みを作るのだ。

8. おわりに

2007年12月の内閣府の調査によると、国民の50.2%は「遺伝子組み換え食品や原子力発電の発展」に不安を感じている。2011年3月、福島原発に大事故が発生し、数か月経ついても収拾がつかず、多くの国民が被害をうけている。従って、現在、内閣府が同じ調査をすれば、不安を感じる数値はもっとずっと大きいだらう。

科学技術の発展に対して国民が不安を感じている状況なのに、さらに加えて、研究者は「論文盗用」「データねつ造・改ざん」などの研究不正、さらには「研究費不正」「セクハラ」などの事件を起こし、ますます信頼を傷つけている。

研究で大事なことは、一般的に「優れた研究成果」を出すことだと思われている。つまり、独創的で社会に役立つ研究成果あるいは学術的にインパクトがある研究成果を出すことだ。しかし、いくら「優れた研究成果」であっても、「信頼」が失われれば、成果はゼロに等しい。研究成果は無視され、研究費は無駄になり、研究者の努力も無駄になる。現在、科学技術と科学者・技術者、研究界が世間から「信頼」を失いつつあり、研究界がジワジワ破壊されている。一般的に、一度失った信頼を回復するのはきわめて難しい。

20世紀は「科学技術の時代」であったが、21世紀はどんな時代になるのだろうか？ 21世紀の重要人物に、科学技術者がリストされないと思うのは著者だけだろうか？

参考文献

- ブロード・ウェイド (牧野賢治訳) (1988) 『背信の科学者たち』、化学同人
- グリーンネル(2009)(白楽ロックビル訳)、『グリーンネルの科学研究の進め方・あり方』、共立出版
- Goodstein, D L.(2010), 『On Fact and Fraud: Cautionary Tales from the Front Lines of Science』 Princeton University Press,538 p
- 白楽ロックビル(2006) 「研究者の公正倫理」、『工学教育』 54, pp61-69
- 白楽ロックビル・他 (2008) 「研究者倫理で不祥事はなくなるか?」、『情報管理』 51, pp11-29
- 白楽ロックビル (2011) 『研究者の事件と倫理』、約300ページ、9月発売予定、講談社サイエンティフィック
- 平田容章(2006)「研究活動にかかわる不正行為」、『立法と調査』 10, pp112～121<http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2006pdf/20061027112.pdf> Accessed 2011, July 2
- Hochhauser, M (2011) Scientific Misconduct: When Smart Researchers Do Stupid Things, <http://www.primr.org/uploadedFiles/PRIMR_Site_Home/Resource_Center/Articles/Scientific%20Misconduct.pdf> Accessed 2011, July 1
- 伊藤勝(2008)「学術分野の転載許諾」,<http://www.kwire.sakura.ne.jp/c_permission/2008/07/> Accessed 2011, July 1
- 和泉潤 (2009) 「研究者の学術活動に関する倫理」『日本社会情報学会学会誌』 21, pp35-42
- 北村行夫、雪丸真吾編 (2005) 『Q&A 引用・転載の実務と著作権法』、中央経済社、186p
- コーン(酒井シヅ・三浦雅弘訳) (1990) 『科学の罫 過失と不正の科学史』、工作舎、368p
- 水木楊(2010)、「報道刑」のいやな感じ』、『新聞案内人』、<<http://allatanys.jp/B001/UGC020002420100201COK00477.html>>、Accessed 2011, July 2
- 文部科学省・研究活動の不正行為に関する特別委員会 (2006) 「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」、<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm> Accessed 2011, July 1
- 日本建築学会(2009) 『日本建築学会の技術者倫理教材編集』 丸善、173p
- Steneck, N.H. (2006) Fostering Integrity in Research: Definitions, Current Knowledge, and Future Directions, *Science and Engineering Ethics* 12, pp53-74
- 山崎茂明(2002) 『科学者の不正行為 捏造・偽造・盗用』、丸善、195p